

社会福祉法人

加西市社会福祉協議会 50周年記念誌

50th Anniversary Kasai City Council of Social Welfare



社会福祉法人

加西市社会福祉協議会 50周年記念誌

50th Anniversary Kasai City Council of Social Welfare



C O N T E N T S

- 2 ごあいさつ
- 3 祝辞
- 6 50年のあゆみ
- 12 創立50周年に寄せて
- 24 加西市社協の事業
- 32 協議会概要

ごあいさつ

地域共生社会の実現に向けて

社会福祉法人加西市社会福祉協議会理事長

衣笠 勝弘



加西市社会福祉協議会は昭和42年の加西市制施行と同時期に発足、昭和46年に社会福祉法人格を取得し、本年、創立50年という記念すべき節目の年を迎えました。この佳節を皆様と共に迎えられたことは、ひとえに、歴代関係者、地域住民、並びにボランティアの方々の献身的なご協力の賜物であり、心より敬意と感謝を申し上げます。

これまで、加西市社会福祉協議会は地域福祉を推進する公共性と自主性を有する民間団体として、幅広い分野の方々の参加と協力を得て、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現を目指し、様々な活動に取り組んでまいりました。

昭和54年、心身障害者通所施設「善防園」の管理運営を市より受託、昭和55年より地域住民が支え合うことを目的とした小地域福祉活動の推進を開始しました。また、昭和57年からは高齢者訪問入浴サービスを、昭和58年にはボランティアの協力を得て訪問給食サービスを開始し、翌年には市内全域に拡大しました。

さらに、平成6年、第1次地域福祉計画を策定し、住民及び地域の主体性を高める活動として、小学校区単位の「はつらつ委員会」、自治会単位での「いきいき委員会」の立ち上げを進め、平成26年には市内全地区で「はつらつ委員会」が発足しました。

平成10年には介護保険制度の施行に先立ち、ホームヘルプ事業、在宅介護支援事業を市より受託するなど、在宅福祉サービスの先駆的な取り組みも行っていました。また、平成26年には地域で暮らす高齢者を介護・福祉・健康・医療など、様々な面から総合的に支える加西市地域包括支援センターを受託し、地域支援と個別支援の基盤を築いてまいりました。

この間、社会福祉協議会を取り巻く環境は大きく変化しました。急速な超少子高齢化、人口減少、生活スタイルの変化は、地域生活課題の多様化、複雑複合化を招き、課題解決には地域住民をはじめとするあらゆる関係者と連携・協働することが求められるようになりました。

加西市社会福祉協議会では、本年より「すべての市民で支え合う福祉のまちづくり」に向け、「つなぐ、つながる、つなぎあう」をスローガンとした第7次地域福祉推進計画を実施してまいります。創立50周年を契機に、地域共生社会の実現に向け、これまでの半世紀にわたる経験と実績を踏まえながら、時代の変化に合わせた新たな再出発を図る所存ですので、今後とも変わらぬご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

祝辞

創立50周年によせて

加西市長

西村 和平



社会福祉法人加西市社会福祉協議会創立50周年おめでとうございます。

かえりみますと、貴協議会は昭和46年5月の創立以来、地域福祉の向上のため、市民の福祉活動やボランティア活動の支援、様々な生活課題を抱えられた方々への相談援助、在宅福祉サービスなどにより、すべての市民で支え合う福祉のまちづくりを進めて来られました。

加西市におきましては、多機能型障がい福祉サービス事業所「善防園」の指定管理をはじめ、介護保険制度に基づく「地域包括支援センター」、「生活支援コーディネーター事業」を受託いただくとともに、在宅福祉サービスや自治会を基本とした活動にもご尽力いただいております。市民で支え合うまちづくり実現のためには組織づくりが大切です。その根幹である「あったかシステム」を構成する「あったか班」、「いきいき委員会」、「はつらつ委員会」を地域の実情に合わせ、柔軟に運営していただくなど貴協議会の多岐にわたる取り組みには大変感謝しております。

私たちは、戦後最大の国難ともいべき新型コロナウイルスの感染拡大によりかつてない社会、経済活動の停止や制限を経験しています。この経験は、根本的な生き方を見つめ直す機会となり、何気ない毎日、家族や友人と過ごす時間など、これら当たり前のものが、いかに大切かを教えてくれました。それと同時に人との結びつきを繋ぐ貴協議会の役割の重さと大切さをあらためて感じた次第です。

今後、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、住民の核家族化などにより、社会から孤立し、人や地域とのつながりを必要とされる方々が増えてまいります。多様化・複雑化する社会課題に対して、社会福祉協議会の特性である「民間性」と「公共性」を生かして、住民を結ぶあたたかい「糸」として加西市とともに様々な課題解決に取り組んでいただくことをご期待申し上げます。

最後になりましたが、加西市社会福祉協議会の今後ますますのご発展と、職員の皆様方のご健勝を祈念いたしまして、お祝いのことばいたします。

祝辞

創立50周年を祝して

加西市議会議長
土本 昌幸



加西市社会福祉協議会が創立50周年を迎えられましたことに、加西市議会を代表いたしまして、心からお祝い申し上げます。

貴協議会におかれましては、昭和46年に発足され、これまで住民主体の理念に基づき、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりにご尽力されてこられました。このたび50周年という大きな節目を迎えられましたのも、歴代の役員並びに関係者の皆さまのご努力のたまものと深く敬意を表し感謝申し上げます。

近年は、少子高齢化や人口減少が急速に進み、核家族や単身世帯の増加などにより地域のつながりも希薄化するなど、地域福祉を取り巻く環境が大きく変化し、地域が抱える課題や問題も多様化、複雑化しております。

このような状況の中、貴協議会では、独自の小地域ネットワークシステムである『あったかシステム』を構築し、隣保を単位とする「あったか班」、町内会を単位とする「いきいき委員会」、小学校区を単位とする「はつらつ委員会」を組織し、関係機関と連携しながら地域全体で支えあう福祉のまちづくりを推進してこられました。また、高齢化の進展に伴い、各種の介護サービスの実施や地域包括支援センターの運営、市立善防園の指定管理など市の業務も受託するなど、幅広く事業を展開されております。

市議会といたしましても、人々の生き方や暮らし方が多様化し、福祉サービスに対するニーズが高まる中、貴協議会との意見交換を通じて、地域福祉が抱える課題解決に向けて取り組んでまいり所存です。

住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、貴協議会が進める地域に密着した活動は、今後、ますます重要性を増すものであり、地域福祉活動の中核として、引き続き、市民に寄り添いながら、本市の地域福祉の推進にご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたり、加西市社会福祉協議会のますますのご発展と皆さまのご活躍を心より祈念申し上げます、お祝いの言葉とさせていただきます。

祝辞

祝50周年 温故知新

加西市民生委員児童委員協議会会長
下村 義明



社会福祉法人加西市社会福祉協議会が50周年を迎えられましたこと、心よりお慶び申し上げます。

世界中が新型コロナウイルス感染対策に心と時間を割いてきた1年になってしまいました。ワクチン接種が可能になってきましたが収束は見えてきません。自粛生活、在宅、リモート勤務等々と言われる中、貴協議会は当初より最大限の予防対策を取りながらの日々住民への対応には社協魂を感じさせて頂きました。恐らく、数年来真摯に取り組まれてこられた「誰一人として取り残さない」為の包括的・総合的支援の成果だと思います。阪神・淡路大震災をはじめ多様な災害にも地域住民の核となり、迅速且つ継続的な支援活動にも取り組んでこられました。

少子高齢化や人口減少が続きコロナ禍の中、社会・経済的格差、地域社会の弱体化、虐待、貧困等々多様な課題が増えています。50年の歴史とコロナ禍での生活を振り返り、地域共生社会に向けて未来に対応すべき第7次地域福祉推進計画を策定されましたことは、51年目に向けての良きスタートになることと思います。

私達民生委員児童委員は平成29年に民生委員制度100周年を迎えました。委員活動の歴史にはいつも「社協と共に」、社協の歴史には「民生児童委員と共に」とも記されています。地区代表委員は理事1名評議員8名で大切な貴協議会運営に参画させて頂いています。又、福祉委員を委嘱されており、各地区福祉委員会では相談やスキルアップ研修にと協力を頂いています。

令和元年11月には任期満了による一斉改選があり、12月から「さあ頑張ろう」と活動を始めたところにコロナ禍です。各地域では感染防止対策をしっかり取っての訪問、電話、メール等で見守りを続けています。

この50年の貴協議会の歴史とコロナ禍での生活は、今日からの福祉に生かされる成果と課題が残されていると思います。誰もが安心して生活できる地域社会に向けて、リーダー役として推進して頂けることをお願い致します。

50年のあゆみ

1971（昭和46）年に社会福祉法人となって以来、地域の福祉サービス向上を目指し、さまざまな事業に取り組んできました。また、全国各地で災害が起こった際には支援活動にも尽力してきました。

◆ = 全国的な社会福祉の動き

1967（昭和42）年	7月	北条町、泉町、加西町の社会福祉協議会が合併し、「加西市社会福祉協議会」が発足
1968（昭和43）年	3月	「しあわせを高める世帯更生運動」を実施
1971（昭和46）年	5月	法人格を取得し、「社会福祉法人加西市社会福祉協議会」となる
1973（昭和48）年	4月	心配ごと相談所を開始
		法律相談所を開始
1974（昭和49）年		老人世帯を対象に非常用ブザーを設置
1977（昭和52）年	4月	老人会、子ども会等へスライド（映写機）の貸し出しを開始
		高齢者の生きがいと交流を深める目的で将棋、囲碁を市内各所へ贈る
	10月	福祉車「しあわせ号」の運行を開始
1978（昭和53）年		市内8カ所に子ども文庫を設置
		「社協だより」の発行を開始
		火災見舞金の支給を開始
1979（昭和54）年	4月	加西市在宅心身障害者（児）小規模通所施設「善防園」の管理運営を受託
1980（昭和55）年		小地域福祉活動の推進を開始
	4月	加西市ボランティアセンターを市公舎へ移転し、「かたつむりの家」に改称
	10月	古本を車いすに換える運動として、ジャスコタウン加西で「古本市」を開催




2012年撮影

1981（昭和56）年		市内小・中学校、高校をボランティア協力校に指定
	◆	国際障害者年
1982（昭和57）年	4月	県社協から「ふれあい広場づくり運動推進指定地区」に指定される
		寝たきり老人への訪問入浴サービスを開始
	11月	訪問給食に関する実態把握の調査を実施
1983（昭和58）年	3月	ひとり暮らし老人への訪問給食サービスを北条地区で開始
1984（昭和59）年	3月	介護用品あっせん、器具の貸し出しを開始
	11月	訪問給食サービスを全市に拡大
1985（昭和60）年		保険、福祉、医療のネットワークを目指す「在宅ケアシステム」が誕生
	2月	在宅ケア推進部会を設置
1986（昭和61）年		寝たきり老人介護者支援体制づくりに向けた実態調査を実施
	4月	県社協から「在宅福祉活動とネットワークづくりの推進モデル地区」に指定される
	10月	脳卒中後遺症者機能回復訓練事業のつどい「賀茂がんばろう会」が発足
1987（昭和62）年	4月	ひとり暮らし、老人夫婦世帯生活実態調査を実施
	8月	第1回在宅ケアボランティア養成講座を開催
	10月	脳卒中後遺症者機能回復訓練事業のつどい「長生きしよう会」が九会地区で発足
1988（昭和63）年	4月	地区別に「福祉委員会」が発足
	5月	松寿園でひとり暮らし老人のつどいを開催
	9月	ひとり暮らし老人緊急通報システムを運用開始
1989（平成元年）年	4月	加西市立善防園（精神薄弱者福祉法に基づく精神薄弱者授産施設）が開園し、社協から加西市へ職員を派遣
1990（平成2）年		しあわせを高める世帯更生運動を「福祉を高める運動」に変更し、新たに小地域における支援体制づくりの一環事業となる
	◆	社会福祉関係八法の改正（6月）
1991（平成3）年	7月	加西市から地域ホームヘルパー業務を受託



1992 (平成4) 年	4月	ボランティアセンターを開設 (ボランティアコーディネーターの設置)
		「いきいきサロン」が発足 (2021年3月現在、市内102町、1地区で設立)
1993 (平成5) 年	2月	第1次地域福祉計画を策定開始
		 第7次までの冊子
1994 (平成6) 年	3月	多加野地区はつらつ委員会が設立 (2014年7月までに全地区で設立)
	4月	第1次地域福祉計画を開始 (96年3月まで)
		「いきいき委員会」が発足 (2021年3月現在、市内128町で設立)
	6月	あったか友愛訪問を西在田地区で開始
◆	「エンゼルプラン」策定 (12月)、「新ゴールドプラン」策定 (12月)	
1995 (平成7) 年	1月	神戸市など阪神・淡路大震災の被災地へ災害ボランティアを派遣
	◆	ノーマライゼーション7か年戦略決定 (12月)
1996 (平成8) 年	2月	地域ヘルパー研修会を開催
1997 (平成9) 年	1月	ナホトカ号重油流出事故を受け、竹野町 (現豊岡市) へ重油回収ボランティアを派遣
	4月	加西市健康福祉会館の竣工により同会館へ移転
		ラヴィかさいデイサービスセンターを受託
1998 (平成10) 年	4月	加西市健康福祉会館の管理運営を受託
		ラヴィかさい総合介護センターを開設
		ホームヘルプサービス事業を受託
		ラヴィかさい訪問看護ステーションを開設
	ラヴィかさい在宅介護支援センターを受託	
11月	ボランティアアドバイザー養成講座を開催	
1999 (平成11) 年	8月	HRC体験教室「高齢者疑似体験」を開催
		サマー体験スクール「施設利用者 (高齢者) との交流」を開催
	◆	「新エンゼルプラン」策定 (12月)
2000 (平成12) 年	4月	介護保険サービス提供事業者指定される
		ラヴィかさい居宅介護支援センターを開設

2000 (平成12) 年	4月	ラヴィかさいホームヘルプステーションを開設	
		ラヴィかさいデイサービスセンターを開設 (通所介護、訪問入浴介護)	
		ホームヘルパー養成研修を開始 (06年まで)	
		ボランティアセンターを「ボランティア・市民活動センター」に改称	
		生きがいデイサービスを開始	
	7月	精神保健福祉ボランティア養成講座を開催	
10月	地域福祉権利擁護事業 (現福祉サービス利用援助事業) を開始		
◆	介護保険制度施行 (4月)、社会福祉法成立 (5月)		
2001 (平成13) 年	1月	「ボランティアのつどい」を開催	
		 2016年撮影	
	3月	ビデオ「あったか友愛訪問」を制作	
	4月	第2次地域福祉計画を開始 (03年3月まで)	
	7月	KASAIケアマネ井戸端会が発足	
	10月	家族介護者交流事業を実施	
	12月	離職者支援資金貸付制度を開始	
	2002 (平成14) 年		「ボランティアだより」を発刊
	2003 (平成15) 年	4月	ラヴィかさいホームヘルプステーション、ラヴィかさいデイサービスセンターが障害者支援費制度サービス提供事業者の指定を受ける
		5月	まちの子育てひろば事業を開始
		◆	支援費制度施行 (4月)
	2004 (平成16) 年	4月	加西市ボランティア協会と統合
加西市重度身体障害者移動支援事業を受託			
		加西市高齢者外出支援サービス事業を受託	
11月	台風23号 (10月) で被災した西脇市へ災害ボランティアを派遣		
2005 (平成17) 年	4月	第3次地域福祉推進計画を開始 (07年3月まで)	
	9月	生活支援サービス (社協独自) 事業を開設	

2006 (平成18) 年	4月	ラヴィかさい居宅介護支援センター、ラヴィかさいホームヘルプステーション、ラヴィかさいデイサービスセンターが介護保険サービス介護予防提供事業者指定される
		ラヴィかさいホームヘルプステーションが居宅介護(身体・精神)に指定される
		一時相談窓口を受託
		あったか相談員派遣事業を受託
	◆	介護保険法(介護予防)改正(4月)、障害者自立支援法全面施行(10月)
2007 (平成19) 年	4月	加西市健康福祉会館の指定管理を受託
2008 (平成20) 年	4月	第4次地域福祉推進計画を開始(12年3月まで)
2009 (平成21) 年	4月	福祉車「しあわせ号」を廃止
	8月	佐用町豪雨災害により佐用町災害ボランティアセンターへ職員を派遣
2010 (平成22) 年	4月	加西市立善防園の指定管理を受託
	5月	ラヴィかさいデイサービスセンターの通所介護を廃止
2011 (平成23) 年	1月	善防園が多機能型障がい福祉サービス事業所に指定される
	4月	東日本大震災の被災地ボランティアを募り、宮城県岩沼市、亘理町で復興支援活動を行う
	5月	宮城県気仙沼市の災害ボランティアセンターへ職員を派遣(6月、8月、10月も)
	12月	中学校卒業遺児への激励事業を開始
2012 (平成24) 年	8月	加西市障がい者訪問入浴サービス事業に指定される
2013 (平成25) 年	4月	ラヴィかさいホームヘルプステーションが障害者福祉サービス移動支援に指定される
		第5次地域福祉推進計画を開始(17年3月まで)
		おめでとう赤ちゃん出生お祝い事業を開始



岩沼市で撮影



2013 (平成25) 年	4月	東日本大震災の被災地支援ボランティアを募り、宮城県気仙沼市で支援活動を行う
	8月	高齢者外出支援事業補助金事業(高齢者タクシー券)を開始
	9月	加西市健康福祉会館の指定管理を終了
	10月	成人式記念品贈呈事業を開始
	◆	障害者総合支援法施行(4月)
2014 (平成26) 年	4月	加西市地域包括支援センターを受託
		ラヴィかさい相談支援センターを開設(特定相談支援事業、障害児相談支援事業)
	9月	ラヴィかさいホームヘルプステーションが障害者福祉サービス重度訪問介護、同行援護に指定される
	9月	平成26年8月豪雨で被災した丹波市へ災害ボランティアを派遣。救援物資を配達し、同市市島町徳尾地区で支援活動を行う
2015 (平成27) 年	1月	徘徊模擬訓練「あったか声かけ作戦」事業を網引町で実施
2016 (平成28) 年	4月	熊本地震で被災した熊本県山都町へ職員を派遣
2017 (平成29) 年	6月	防犯カメラ設置事業を開始
2018 (平成30) 年	4月	第6次地域福祉推進計画を開始(19年3月まで)
	8月	平成30年7月豪雨で被災した倉敷市の災害ボランティアセンターへ職員を派遣(9月まで)
		同センターへ災害支援ボランティアバスを運行
2019 (平成31・令和元) 年	3月	ラヴィかさい訪問看護ステーションを廃止
	6月	高齢者運転免許自主返納支援事業を受託(20年3月まで)
2020 (令和2) 年	1月	ボランティアのつどいを「社協まつり」に改称
2021 (令和3) 年	4月	第7次地域福祉推進計画を開始(25年3月まで)



≡ 創立50周年に寄せて ≡

理事長表彰者や県社協表彰者、福祉委員経験者、善意の預託者など、加西市社協の地域福祉活動にご尽力いただいた個人・団体からのメッセージです。

個人

※敬称略、順不同、2021（令和3）年2月寄稿

井上 美代子

私は給食サービス事業の調理に興味があって、平成11年に給食ボランティアに友達と加入しました。一人暮らしの高齢の方、高齢世帯夫婦の方々のお弁当作りに少しでもお役に立てればと思い、ボランティア活動を続けることにしました。初めて給食サービスに行った時は、お弁当のおかずの作り方を栄養士の先生から聞いて、少し不安な気持ちになりましたが、周りのサポートもあって現在に至っています。調理ボランティアも人が減り、高齢化になりつつありますが、皆協力し合って頑張っています。お礼の手紙をいただいたり、笑顔でお礼を言われたりした時は、ボランティアを続けていて本当に良かったと思います。



今後も体力の続く限り頑張りたいと思っています。コロナ禍で皆様大変な時期ですが、手作りのお弁当で高齢者の方々が少しでも元気になっていただければ幸いです。今日この頃です。

岩本 治

創立50周年おめでとうございます。心よりお祝いを申し上げます。私は12年間、民生児童委員として社協との繋がりができました。その間、多くの方々のご指導とご協力を頂き無事終えることができました。改めて感謝し厚く御礼を申し上げます。

特に、古本市までの準備や、月1回の心配ごと相談の手伝いなど貴重な体験もさせていただきました。校区内では「ひとり暮らし老人のつどい」「桃子野ふれあい子育てサロン」「ワッショイスクール」の発足など当時を思い出します。町内では情緒不安定な一人暮らしのS君の為に、平成14年に「いきいきサロン」を創設して、試行錯誤の繰り返しで悩んだ日々…。今は良き思い出ばかりです。



最後になりましたが、社協が今後益々発展することを祈念してお祝いのごことばといたします。

高井 壽郎

創立50周年おめでとうございます。この度、功労表彰をいただきありがとうございます。私ひとりがいただく賞ではなく、ボランティアに関わられたみんなの、本当に良い仲間が多くおられたことで今日まで来ることができました。アメリカへ一人研修に行った際、ボランティアをされているおばさんから「人生は生まれる時から死ぬ時まで一生人様のお世話になっている。自分の幸せづくりができるボランティアで恩返しができたら」と、ボランティアセンターで話をうかがいました。



私は、ボランティアは「させていただく」ことと思っています。「してあげている」では何も学べず、「させていただく」ことで人との関係、物事など学ぶことが多く勉強になります。「してあげている」と思うと相手を理解できないのではと思います。また、意見はどんな場でも言わないと相手に伝わりません。もし、言って間違いがあれば心のなかでありがとうございましたと感謝することで、その間違いがひとつ自分自身を成長させます。社協に意見を伝えながら、今以上に素晴らしい社協になっていただきたいし、創っていかねばならないと感じます。

最後に、私は60年ボランティア活動ができたことを、今になって妻に感謝しています。いつもボランティアに行く時には笑顔で送り出してくれました。皆様も笑顔と感謝は忘れずに。

永吉 陵子

社会福祉法人加西市社会福祉協議会が創立50周年を迎えられましたこと心からお慶び申し上げます。記念誌を発刊されますことは大変意義深いものと心から敬意を表します。



平成7年から21年間、福祉委員として地域で活動することができました。地域の中で自分にできることは何か、話し相手と見守りを兼ねて一人暮らしの高齢者に温かいお弁当をお届けするボランティアを始めました。3人のお家に配達をしておりました。近況をお尋ねしていましたが、やはりお一人はお一人、寂しそうなお姿を見まして、皆さん一緒にお弁当を食べませんかとお声をかけをしました。楽しそうに昔の話から病院の話までしておられました。時には、桜の木の下でも食べて楽しいひと時を過ごすことができました。週に一度のことですが、本当に良かったと思いました。ある時、安否確認で訪問すると、声はするのですが出て来られないので心配になり、近所の方とお家の中へ入りました。熱が出て起き上がれなくなっておられ、すぐに救急車を手配し、家族の方と社会福祉協議会に連絡を入れてから病院に行きました。

地域社会の中で“つなぐ・つながる・つなぎあう”を基本理念に温かな人間愛を社会福祉協議会がめざしておられる中で、私たちにお手伝いができましたら、本当に幸いです。この50周年が社会福祉協議会にとりまして益々のご発展と、皆さまのご健勝をご祈念いたしましてお祝いの言葉と致します。

尾花 幸雄

加西市社会福祉協議会の50周年、誠におめでとうございます。私は民生委員になって15年前より福祉協議会での研修会、講演会、共同募金、サロン喫茶、百歳体操、ボランティア活動等の関係で色々な方と知り合いになり、また、色々な事業を町に持ち帰り実行に移すことができ、そのおかげで「鶉野中町花家族の会」が設立されました。全国花のまちづくりコンクールにも10年連続で入選することができ、現在では会員54名までになりました。



これからも住民相互の「助け合い」と「ふれあい」を基本とした共助の取り組みが不可欠であります。一人ひとりの暮らしと生きがいを地域とともに創っていく地域共生社会の構築に向け、住民の皆様や専門職の皆様と連携して取り組みを進めてまいります。今後も地域福祉の充実に向けて一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

高橋 明

加西市社会福祉協議会創立50周年を心よりお慶び申し上げます。創立以来、先人のご尽力と共に現職の役職員の皆さまに感謝申し上げます。

私達は新型コロナウイルスの猛威により、不安な日常活動を強いられています。日本の歴史には疫病による災厄はありました。6世紀中期に天然痘により、163年前の安政5年にはコレラ（コレラ）により、江戸だけで10万人以上の死者が出たとの記録があります。当時は祟りを恐れて神に祈る事しかなす術が無かった時代でありました。高度に発達した社会に生きる私達は今、未知の疫病の脅威に恐れています。今からは人間関係の分断による、差別と偏見が進んで来る事が心配です。2度の大地震に遭った日本人は、その行動は道徳的であり人々の絆を大切にしたい行いは海外から礼賛されました。

社会福祉協議会は今から起こり得る諸問題に対して、その役割の重要性が増してくる事は明らかであります。弱者の最後の砦としての役割を期待いたします。



竹内 章浩

私は平成13年12月から16年11月末までの3年間、民生委員を務めました。退任最後の日にいただきました記念品には次のような御歌が刻まれていました。「さちうすき 人の杖とも 柱とも なりていたわる 人ぞとうとき」

御歌には、私達退任していく者へ今後共よろしく頼むとの意味が込められていると私は感じました。大切に保管しています。御歌を時々出して来ては歌詞を口ずさみながら、想いを巡らせました。どんな小さなことでもいい、社会の為になるようなことがないか、続けられそうなのはないかなど、浮かんでは消え、消えては浮かびする中でふと思い出したことがありました。もうだいぶん前のことになりましたが、市民会館の中に善意銀行の窓口があり、そこで2回ほどお世話になりました。その後、新しく福祉会館ができました。新しい建物に負けないように、善意の活動を続けて行こうと。

藤田 孝

「加西市社会福祉協議会創立50周年」おめでとうございます。

私は昭和30年、高卒で神戸新聞社へ就職。30～40年にわたり姫路市、加古川市、相生市、赤穂市などで地方行政について、市民生活や町づくりなど多くを学ぶことができました。姫路・西播に於ける県政について勉強を始めた平成元年、神戸新聞加西支局長を命じられ高齢定年を迎える平成9年1月まで、加西市をはじめ西脇支局長、小野支局長として広く取材、報道活動を展開してまいりました。

退職後は加西市社会福祉協議会を中心に、高齢者への「弁当配達」「地域クリーン作戦」などボランティア活動をしていましたが、84歳となった昨年、もし交通事故を起こしては申し訳ない…と活動を止めました。



三宅 通義

加西市社会福祉協議会が、創立50周年を迎えられたことを心からお祝い申し上げますと共に、社協が結成以来、幾多の困難を乗り越えられ今日の発展を見ましたのは、衣笠理事長を始め、歴代理事長、理事、役員の皆様の努力の賜物と存じ、深甚なる敬意を表す次第です。

私が社協にお世話になった時は、加西市代表区長の充て職として副理事長を兼ね務めることになり、地域社会づくりに「はつらつ委員会」の推進に職員と共に活動したこと、指定管理者として加西市立善防園の運営管理、福祉が複雑化する中で組織の改革、担当理事部会の設立等で、22年間活動してきたことが昨日の様に思われ感謝申し上げます。

今はコロナ禍の中での対応で大変な時期となっていますが、この50周年という節目を機に更なる地域福祉をめぐり大きく飛躍されることをご期待申し上げ、皆様方のご多幸をお祈り申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。



小田 美千子

令和2年11月25日、下里校区でははつらつツアーがスタートしました。超高齢社会が進む中、一人暮らしのお年寄り、高齢のご夫婦など多く見かけるようになりました。「買い物に行きたいけれど足がない」「通院に困っている」などの悩みを聞くようになり、役員の方々、社協の担当者との会合の結果、まず初めに自動車での送迎で買い物をしていただくという事になり、ボランティア運転手、付き添いの方よってのツアーが始まりました。検温、手指の消毒を済ませ、出発します。買い物をする利用者の方は、皆さんとてもお元気で、いい笑顔です。荷物を玄関まで運んで帰る時、「ありがとうね」「楽しかったわ」「またお願いね」の言葉をいただき、嬉しく心が温かくなります。これからも多くの方にこのツアーを利用していただける事を願っています。



団 体

※順不同、2021（令和3）年2月寄稿

加西市茶道協会

加西市社会福祉協議会創立50周年、心からお慶び申し上げます。

この度、加西市茶道協会に功労表彰のお知らせを受けまして、大変びっくりと光栄で背筋の伸びる思いをしています。わずかな収益金ですが、6月の善意月間に県立フラワーセンター内においてお茶会の収益を預託させていただいております。始まりは昭和52年の「手をつなぐ市民のつどい」を機にセンター内のあずまや付近で催され、私も義父の元で初めてお運びをしたことを思い出します。今はセンターもリニューアルされ、芝生広場で大きなテントの中、設営のお手伝いまでもお世話になり、4月のチューリップまつりの一環として開催しております。歴代の会長様、社中の皆様には茶の湯の精神で和気藹々と受け継がれ今日に至っていることにお礼申し上げます。ここに私が代表としてお受けすることは心もとないのですが、社会福祉協議会様ありがとうございます。益々のご発展と皆様のご健勝をご祈念いたします。（会長 藤原宗愛）



加西市福友会

加西市社会福祉協議会が創立50周年を迎えられましたことを心よりお祝い申し上げます。創立以来、加西市民の社会福祉の推進に寄与していただき厚く御礼申し上げます。

加西市福友会の設立は昭和59年4月。会員相互の親睦をはかり、併せて社会福祉の増進に寄与することを目的とし、会員はかつて加西市の民生委員・児童委員の職にあった者で構成しています。活動として、加西病院でのボランティア（タオル巻き）、車いすの点検整備、転倒骨折予防教室のお手伝い等を実施しています。また、年1回の親睦会と研修を実施していますが、昨年より新型コロナウイルス感染予防のための緊急事態宣言の発令もあり、活動は停止しています。

今、会員の高齢化が進み新しい会員の入会も少なく弱体化しているところですが、互助の精神のもと、会員と共に育む福祉の充実を目ざした地域づくりを創造していきたいと考えております。（会長 三枝實）



うれしの学園生涯大学学友会加西支部

この度、加西市社会福祉協議会が創立50周年を迎えられましたこと、本当におめでとうございます。

うれしの学園は、その教育目標に仲間づくり、生きがいをづくりに加え、「地域活動を行う実践力を高めること」を目的としております。当加西支部は創立当初より、先輩諸氏よりボランティア精神を学び、健全で明るい社会を目ざし、微力ではございますが脈々と活動を続けております。今年度は思いもよらぬ新型コロナウイルス感染防止の為、計画していた高齢者施設への訪問、介護のお手伝い、学童保育所の草刈り・剪定作業、市役所周辺でのクリーンキャンペーン等、悉く中止になり何も出来なかったのは残念です。昨年、高齢者施設の夏祭りのお手伝いに伺った折、車いすを押し少し会話も交えながら会場を回り、別際大変丁寧にお礼を言われました。少し喜んでもらえたかなと思います。

早くコロナが終息し、1日も早く日常に戻って欲しいと願わずにいられません。この度は本当にありがとうございました。（代表 中倉正達）



点字グループ あいうえお

創立50周年おめでとうございます。福祉・ボランティアの意識が一般にまだまだ根付いていない頃からの、長い間のご努力ありがとうございます。

これからもボランティアを育て、ボランティアを求める人とボランティアを繋ぐお仕事を大切にお続け下さい。期待しています。応援しています。(代表 中藤れい子)



加西の里デイサービス 介助ボランティアグループ

加西の里デイサービスにて介助ボランティアをしています。平成元年3月より活動を始め、ボランティアグループの中心であった岡さんが亡くなられ、現在は7名でそれぞれ月2回程度の活動をしています。

私達は利用者さんの元気な顔を見ると大変うれしく思います。そして、利用者さんからお茶が美味しいと笑顔を返していただきます。私も年齢を重ね、いつまで活動できるのか不安になる時があり、もっと若い方がボランティア活動に加わってくださるとうれしく思っています。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ボランティアは色々心と勉強にもなり、年老いてからの暮らしに幸せを保つことができます。ボランティアの皆様、頑張りましょう。(代表 井上艶子)



明るい社会づくり運動加西地区協議会

創立50周年おめでとうございます。会を代表しまして心よりお祝い申し上げます。当会は、明るい住みよい社会実現のための運動を加西市内全域に展開することを目的とし、昭和56年3月に発足いたしました。その後、時代の変化と共に会則も改正され活動も変わってきましたが、現在も有志により活動を続けています。



その中の市立善防園との交流を紹介します。毎月第1金曜日のレクリエーションに参加し、園生と歌い、時には踊り、楽しい時間を過ごしています。帰りには「また来てよ」「風邪ひかんようにね」など声を掛けあい、お互いに元気で再会できることを楽しみにしています。園生との心の触れあう活動は難しいことですが、工夫しながら取り組んでいきたいと考えています。(代表 小田峯子)

加西点字教室

社会福祉法人加西市社会福祉協議会の創立50周年おめでとうございます。50年という、社会の目まぐるしい変動の中、すべての市民に「しあわせ」や「ゆたかさ」を提供するという、すばらしい理念を推進されて来られたのですね。その中の小さな点でしかない加西点字教室という点訳ボランティアグループ。点訳活動とおし、社会の一面を垣間見、いろいろな方と出会い、語らい、助けあい、支えあうことの大切さを実感しております。より正確な点訳活動を目指し、楽しく活動できるよう研鑽してまいります。

これからも地域社会に、そして私達ボランティアにとりまして、頼りがいのある身近な存在でありますように。益々の発展をお祈りいたします。(代表 是常周子)



朗読ボランティア かしの実グループ

今年で活動44年目になる「かしの実グループ」は昭和52年、北山とみ先生が広報誌をテープ録音し、視覚障がいの方々に届けることから始まりました。翌年「かしの実グループ」が誕生しました。

活動拠点は市健康福祉会館の録音室です。ここには近隣のどこの市町にも誇れる設備がなされており、当初はテーブル録音でしたが、今ではパソコン操作によるCD録音を行っています。市広報、議会だより、加西病院だより、市労連広報を定期的にリスナーの皆様にお届けし、要望により依頼図書も録音もしています。

施設での対面朗読やリスナーさん達との交流会が、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できず残念ではありません。でも、私達は朗読の練習や勉強を頑張っています。お会いできる日のために。(代表 垣内公子)



手引きボランティアグループ

社会福祉協議会創立50周年というおめでたい記念事業において、私たちの手引きボランティアグループが功労表彰を受けますことを一同大変ありがたく嬉しく思っています。手引きボランティアの活動の1つに児童、生徒のアイマスク・手引き体験の支援があります。アイマスクをつけて光が遮断された世界で生活する視覚障害者の困難や不安を想像し、私たちが少しお手伝いすることで安心していただけることを学んでもらいます。私は、「手引き」をしている児童や生徒さんたちの態度に相手を思いやるやさしさを強く感じます。



手引きは安全第一であることが大切です。ですから自分にできるか決心がつかず行動に移せないのですが、先ず声を掛けお手伝いしたい気持ちを伝え、できることをさせていただいたら良いのではないのでしょうか。ラジオで視覚障害者が、「町で私に声を掛けて下さった人がいました。その方は女子高校生でした。嬉しかったです」と話しておられました。困っている人に勇気を出して声掛けができる人に育って欲しいなと思いながら、児童、生徒さんたちと学ぶことを楽しみにしています。(代表 永瀬未容香)

ボランティアサークル ショコラ

加西市社会福祉協議会の創立50周年おめでとうございます。私たちが活動を開始したのは1994年の戌年です。当時、皇太子妃だった雅子さまの愛犬「ショコラ」の名前を頂き、「ショコラだより」としてスタートしました。この情報紙は、ひとり暮らしの高齢者に健康を保つ為の簡単な運動や、脳トレ、料理、川柳など日常生活のホットな話題をお届けするものです。毎月1回ですが、給食サービスのお弁当配達ボランティアの協力を得て、一緒に配布していただいております。また、高齢者施設へもお届けしています。情報紙編集に興味のある方はお声がけ下さい。(代表 山下豊美)



体験指導（車いす）ボランティアグループ

昭和60年12月に設立したボランティアグループです。福祉に関する活動（事業）を行うことにより、福祉に関する意識の向上を目的とし、車いす体験を通じ、障がいのある方への理解を深め、介助方法や人への思いやりの理解と知識を高める活動を行っています。内容は、車いすの点検、些細な修理を行い、主に市内の小・中学校及び高等学校、各種団体からの要請を受け、体験活動を指導しています。

最近車いす体験学習を行った際に、介助の仕事をされている方からの言葉が印象深く残っています。「実際

に車いすに乗ってみて、こんなに難しいとは思わなかった。もっとスムーズに動くものと思っていたが、走行時の障害物や段差、真っ直ぐ進むことの難しさを実感しました」と。車いすを利用されている方の日常を理解していただき、グループの活動である「介助方法・人への思いやり」を学んでいただけたと思っています。今後も福祉に関する意識の向上を図っていきたいと思います。(代表 幸田博)



加西の里ボランティアグループ すず虫の会

春は施設の近くでお花見、秋には運動会と行事も盛りだくさんで、参加される方は笑顔がいっぱい。姫路の動物園への遠足で100歳のおじいさんの車いす介助をさせていただいた時、お弁当は何ひとつ残さず食べておられたのにビックリ。だから長生きで元気で居られるのだと感じました。また、月1回のおやつ作りのボランティアでは色々勉強になりました。あんこを丸め、色の薄くついた寒天を置くと綺麗なアジサイの花に。また、サツマイモを1.5cmくらいに切って皿に盛り、上からあずき汁をかけると「ぜんざい」の出来上がり。美味しいと笑顔で食べておられました。

現在はコロナ禍で施設内でのボランティアは止まっていますが、市役所、公民館等の駐車場のゴミ拾い、公衆トイレの掃除等のボランティアに精を出しています。高年齢になってきていますので、若い方が活動に加わっていただけると幸いです。(代表 西田孝子)

兵庫県立播磨農業高等学校

私は播磨農業高校に入学し、たくさんのボランティア活動に参加させていただく機会を得ました。参加した中で印象に残っているのは、トライアスロンのボランティアです。私は給水を担当しました。選手が手を差し伸べて給水の合図をしたときにいち早くコップを渡して「頑張ってください」と声を掛けると、元気よくうなずいて走っていかれました。声援を送っていた自分自身も何か励まされた気がしました。



様々なボランティア活動を通してたくさんの方と交流する事ができました。ボランティア活動は3年生になってから、新型コロナウイルス感染拡大の為参加できませんでしたが、4月から社会人として生活していく上で他人を思いやる気持ちや人に優しく接する気持ちを大切に生活していこうと思います。貴重な機会をいただきありがとうございました。(3年 重吉大河)

手話サークル どんぐり

手話を始めたのは、健聴者であり言葉が出ない我が子に、手話を教えたいと思ったのがきっかけです。サークルでは、ろう者と健聴者が一緒に手話の学習会を開いています。手話は手だけで表すのではなく、表情も一緒に表します。嬉しい時は嬉しい顔、悲しい時は悲しい顔というように気持ちも一緒に表現します。前に出て発表する時もあります。緊張すると表情が硬くなり、ろう者に伝わりにくいみたいです。



好きな手話表現があります。指先を前に向け、両手人差し指を左右から引き寄せて付ける「一緒」という手話表現です。言葉が出ない我が子にもどかしさもあったのですが、「一緒」の手話をしてくれます。「一緒に行こうね」と声を掛けると、とっても嬉しそうな表情を見せてくれます。心からありがとうを伝えたいです。(代表 高見千恵)

配達ボランティアグループ

加西市社会福祉協議会創立50周年を心よりお祝い申し上げます。貴会が、加西市における福祉事業の推進に大変おおきな役割を果たしてこられたことに、市民の一人として感謝申し上げます。



私達は、貴会が実施されている一人暮らしの方々などを対象とした配食サービスの配達を担当させていただいています。昭和62年に配達ボランティアグループとして発足し、現在では257の方が利用者登録されており、1週間に397食を56人のボランティアで配達しています。今後、超高齢化が進めば益々需要が増えることが予想されます。市民の福祉向上のため、微力ながら引き続き応援したいと思っています。(代表 内藤能民)

たんぽぽの会

たんぽぽの会は、昭和60年から裁縫ボランティアとして活動を続けています。ボランティア仲間さんのエプロンや帽子、道具入れ、袋、カバー作り、各施設からの依頼品作り、手直しなどが主な活動です。加西病院や介護施設からの依頼品作りも増えています。

使う人の身になって使いやすい、心地よく使えることを考えて、リハビリ用品、介護用品などをミシン掛けや手縫いでワイワイ言いながら作ります。喜んでもらえるように、知恵を出しあい話しあって工夫するのは楽しいです。コロナで三密を避けるため活動室での作業ができず、社協さんから頼まれたマスクは、各自が家で作ってきて協力しました。コロナが終息して、楽しい活動ができる日常が戻ることを願っています。(代表 宮長悦子)

ろごす腹話術研究会 ねひめ加西

社協創立50周年おめでとうございます。

令和元年の夏休みに学童保育のボランティアに行きました。牛乳パックを使ってパクパク人形を作り、簡単な自己紹介をしてもらいました。児童の感想の中で、「腹話術って面白いな」「自分でもやってみたいな」という感想があったのは、とても良かったです。腹話術を通して一人でも多くの人に笑顔になって、楽しく過ごせるようになって欲しいです。腹話術をする側も笑顔と感謝を忘れず、更に力量がアップできるよう日々練習に励んで取り組んで行きたいです。(代表 井上茂)



雅の会

私達雅の会は、歌謡、腹話術、奇術のメンバーで老人ホームなどへの慰問を行っております。入所者の方々に演芸を観ていただいたり、一緒に唄ったりお話をしたり、同年代同士お互いに励まし励まされながら、ひと時を過ごしております。ある老人ホームの慰問で、十八番の「臉の母」を股旅姿で唄いセリフが佳境に入った頃、前の方が涙を拭っているのが目に入り、益々気分が乗り満足げに唄い終え退場する時、その方が涙ながらに握手しに來られ私といつしか抱き合っていたという、唯一の出来事でした。



私達、全く素人が趣味を披露したいが為に始めたことで、慰問というはおこがましいですが、温かい拍手を励みに頑張っております。これからは若い人の加入で情性を排し、新しい趣向を取り入れたいと思います。社協創立50周年にあやかり、私達の会も50年、60年と続くよう努力したいものです。(代表 櫻井岩男)

桃子野子育て支援ボランティアグループ

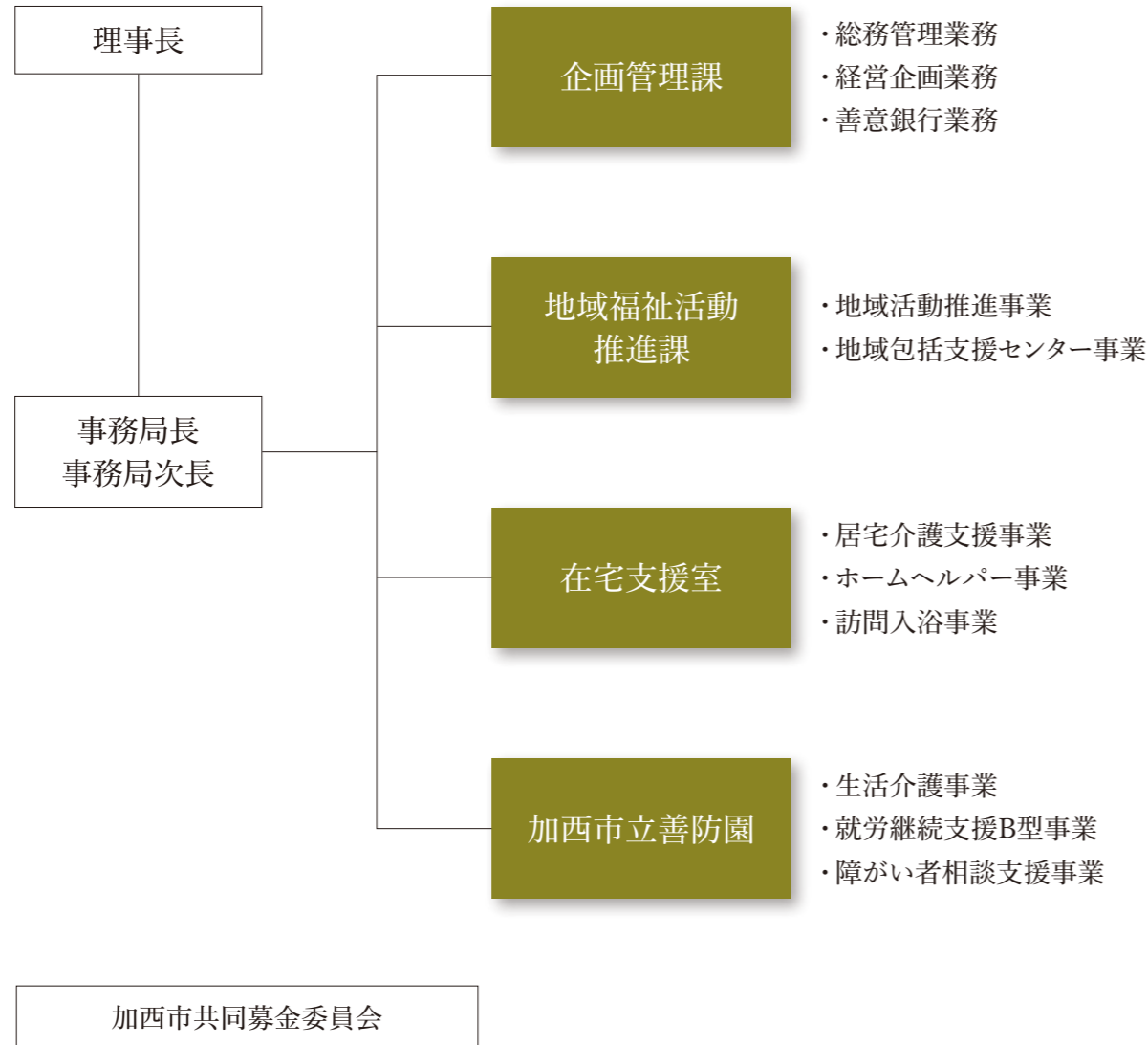
このたびは、社会福祉協議会創立50周年おめでとうございます。我々グループは、未就園児親子が交流できる場として19年目を迎えています。校区内に呼びかけ、年に6回子どもとお母さんが集まってきて、自由遊びや季節に応じた親子制作、手遊びや絵本の読み聞かせなどを楽しんでいます。会うたびに、はいはいから歩行、身長伸び、興味関心の広がり等、心身の成長を感じながら、彼らの屈託のない笑顔に我々スタッフも元気を頂いています。



地域の子育て世代に子育ての楽しさを共有し、伝えられる支援活動の場が持てますことに感謝申し上げます。社会福祉協議会の益々の発展をお祈り致します。(代表 西脇久美子)

加西市社協の事業

事務局組織図



企画管理課

適切な法人運営や事業経営を行うとともに、総合的な企画立案や各部門間の調整等により、組織が一丸となって業務遂行できるよう全体のマネジメント業務を担います。

総務管理業務

人事・労務管理

職員の採用と育成、職員の健康に配慮した職場環境づくりに取り組んでいます。



広報活動

広報誌「あったかハート」の制作・発行、ホームページの運営などにより情報を発信しています。



経営企画業務

法人運営

理事会や評議員会、監査会の開催、法人登記、定款・規程の整備等を通して、健全な運営管理に努めています。

財務管理

財政状況を分析し、適正かつ健全な会計処理と財務管理に努めています。

善意銀行業務

皆さまから預かった善意の金銭等をはつらつ委員会やいきいき委員会、ふれあいいきいきサロン、赤ちゃん絵本、災害、成人式などに割り当て、明るい地域社会づくりに役立てています。

地域福祉活動推進課

2021（令和3）年4月に設置。個別支援と地域支援を融合した包括的な支援体制を構築し、地域共生社会の実現を目指します。

地域活動推進事業

小地域ネットワーク活動

高齢者の閉じこもり等を予防するため、隣保単位の「あったか班」、町単位の「いきいき委員会」、小学校区単位の「はつらつ委員会」を組織化。生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員とも連携しながら、地域の見守り活動を推進しています。



福祉委員活動

民生委員・児童委員に福祉委員を委嘱。住民と行政、社協をつなぐパイプ役として、福祉を高める運動の対象世帯への調査、地域の福祉問題の解決、助け合い活動などを展開しています。



ボランティア活動

地域住民が社会奉仕への理解と関心を深め、互いに助け合う“市民総ボランティア”を掲げ、ボランティアの養成、ボランティア活動の需給調整や啓発などに取り組んでいます。



福祉教育活動

市内の小・中・高・支援学校をボランティア協力校に指定し、児童・生徒の思いやりの心を育み、ボランティア精神を高める啓発活動に取り組んでいます。



心配ごと相談

民生委員児童委員協議会の理事が相談員となり、月1回開設しています。

福祉資金貸付制度

低所得者世帯等が一時的な支出で生活が脅かされないよう、民生委員・児童委員が間に入り支援金を貸し付けます。

日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

判断能力が不十分な高齢者や障がい者が安心して在宅生活を送れるよう、生活支援員が金銭管理や福祉サービスの利用援助などを行います。

老人福祉活動

〔配食サービス事業〕

調理が困難な高齢者等へボランティアが栄養バランスの取れた昼食を配達。安否確認も兼ねています。



〔高齢者外出支援事業〕

高齢者の外出機会を増やすため、社協単独事業としてタクシーの初乗り運賃を助成しています。

〔高齢者夫婦記念撮影〕

夫婦そろっての長寿を祝うため、写真ボランティアと老人クラブの協力の下、記念写真の撮影・贈呈をしています。



福祉有償運送事業

車椅子利用者が通院等で外出する際、リフト付きワゴン車「かたつむり号」による送迎サービスを実施しています。



共同募金運動歳末たすけあい運動

加西市共同募金委員会を組織し、10～12月の「赤い羽根共同募金」運動期間には地域住民、市内の学校や事業所等の協力も得て募金運動を推進。集まった募金は審査委員会を通し、各社会福祉施設・団体などへ適切に配分します。



地域包括支援センター事業

総合相談支援

相談内容に応じた機関、制度、サービスへつなぎ、その後もフォローを続けます。



権利擁護

権利侵害を予防するため、適切なサービスや関係機関を紹介します。

包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、ケアマネジャーや主治医、関係機関等の連携、在宅と施設の連携により、高齢者を支えるネットワークをつくります。

介護予防ケアマネジメント

介護予防サービスを利用し、自立した日常生活を継続できるよう支援します。

認知症初期集中支援

認知症の症状が出始めた人に対し、必要な医療や介護を有機的に連携させて支援に取り組みます。

在宅支援室

介護が必要となった人に対し、介護サービスや医療サービス等を活用しながら重度化防止や自立につながるよう支援します。

居宅介護支援事業

利用者が自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、ケアマネジャーがケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう事業者や関係機関との連絡・調整を行います。



ホームヘルパー事業

ホームヘルパーが利用者宅を訪問。食事や排せつなどの身体介護、炊事や洗濯などの生活援助を行うことで、介護される人・する人の負担軽減につなげます。



訪問入浴事業

移動入浴車で利用者宅を訪問し、健康チェックの後、入浴介護を行います。



加西市立善防園

多機能型障がい福祉サービス事業所として「理解と愛情・地域交流・夢を実現に」を基本方針に掲げ、支援事業を実施しています。



生活介護事業

介護が必要な人に食事や排せつなどの日常生活を支援し、創作的活動や生産活動の機会を提供することで、生活能力や身体能力の向上につなげます。



就労継続支援B型事業

一般企業等での就労が困難な人に働く機会を提供するとともに、知識と能力の向上のために必要な訓練を実施しています。



障がい者相談支援事業

障がい者（児）の意思と人格を尊重し、その人が置かれている環境に応じた障害福祉サービス等の利用計画を作成する計画相談支援、障がい児相談支援に取り組んでいます。

加西市社会福祉協議会 創立50周年を契機とした法人目標

新たな変革へのチャレンジ（『日に新た』）

- ▶ 社協創立50周年を契機にスクラップ&ビルドによる既存事業の見直しと新たな事業開拓
- ▶ 地域づくりと包括的支援体制の強化
- ▶ 取り巻く環境とニーズに対応した善防園の改革

持続可能な健全経営をめざした経営改革

- ▶ 健全な経営と効率的な事業運営を行うための管理体制の強化
- ▶ 社協ブランドを生かした介護事業の展開

社協活動の認知度の向上

- ▶ 支援の見える化と市民への発信
- ▶ 広報戦略の強化

行動指針は「3C3Sの徹底」

Customer satisfaction	顧客満足度志向の追求
Collaboration	参画と協働の実践
Challenge	挑戦
Safety	安全の徹底
Specialist	専門性の向上
Speed	何事も迅速に

協議会概要

社会福祉法人加西市社会福祉協議会

所在地 兵庫県加西市北条町古坂1072-14
 設立 1971(昭和46)年5月11日
 理事長 衣笠 勝弘
 従業員数 100人

業務内容

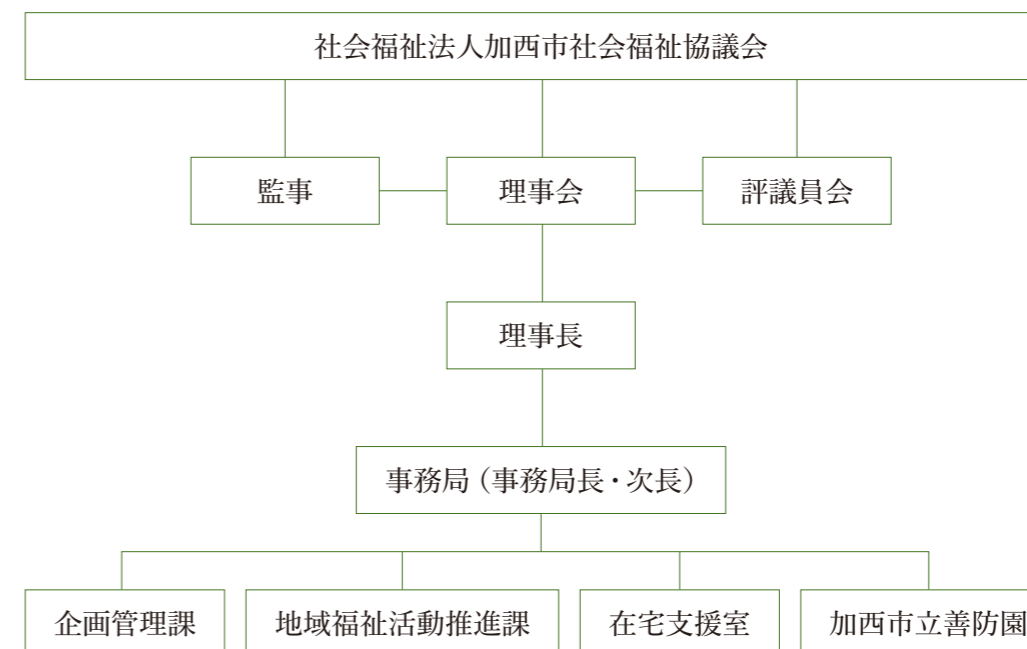
社会福祉事業

- ① 社会福祉を目的とする事業の企画および実施
- ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整、助成
- ④ ①～③のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- ⑤ 保健医療、教育、その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- ⑥ 共同募金事業への協力
- ⑦ 福祉サービス利用援助事業
- ⑧ 訪問介護事業の経営
- ⑨ 訪問入浴介護事業の経営
- ⑩ 老人介護支援センター事業の経営
- ⑪ 居宅介護支援事業
- ⑫ 障害福祉サービス事業の経営
- ⑬ 相談支援事業の経営
- ⑭ 地域生活支援事業の経営
- ⑮ 生活福祉資金貸付事業
- ⑯ 心配ごと相談事業
- ⑰ 善意銀行に関する事業
- ⑱ ボランティア活動の振興
- ⑲ 生活支援体制整備事業
- ⑳ その他、本法人の目的達成のために必要な事業

公益事業

- ① 地域包括支援センターの経営
- ② 福祉有償運送事業

組織図



歴代理事長

初代	河合 真治	1969(昭和44)年～75(昭和50)年
第2代	荒木 恭太	1975(昭和50)年～83(昭和58)年
第3代	大西 康憲	1983(昭和58)年～89(平成元)年
第4代	前田 敏郎	1989(平成元)年～93(平成5)年
第5代	王子 加寿美	1993(平成5)年～97(平成9)年
第6代	菅野 和彦	1997(平成9)年～2001(平成13)年
第7代	北田 重信	2001(平成13)年～03(平成15)年
第8代	松本 義文	2003(平成15)年～07(平成19)年
第9代	竹内 暉雄	2007(平成19)年～09(平成21)年
第10代	衣笠 勝弘	2009(平成21)年～

理事・監事



前列左から高井(壽)、熊谷、衣笠、下村、谷勝
後列左から吉田、後藤、山下、前田、楠田、高見、福井

理事長	衣笠	勝弘
副理事長	西川	利彦
理事	下村	義明
	西岡	義信
	高井	壽郎
	谷勝	公代
	熊谷	佳代
	山下	公明
	後藤	勇

理事	福井	りつ子
	前田	秀典
	楠田	初美
	松岡	勝己
	高見	定典
	高井	勝仁
監事	吉田	稔
	柳瀬	誠之

評議員



高橋	晴彦
森川	尚登
後藤	政博
羽馬	修三
前田	太蔵
井村	貞昭
志方	敏泰
金澤	和正
大氏	悦子
藤原	小夜子

衣笠	孝
横山	和美
西岡	成人
松末	立身
長谷川	正行
能瀬	長人
定行	さだ代
橋本	たへ子
本玉	義人
山下	光昭

増田	優
筒井	俊光
小田	幸代
永吉	陵子
蓬萊	和裕
安積	啓
市場	博幸
藤本	浩明

第1章 総則

第1条 （目的）

この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、加西市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

第2条 （事業）

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 福祉サービス利用援助事業
- (8) 訪問介護事業の経営
- (9) 訪問入浴介護事業の経営
- (10) 老人介護支援センター事業の経営
- (11) 居宅介護支援事業
- (12) 障害福祉サービス事業の経営
- (13) 相談支援事業の経営
- (14) 地域生活支援事業の経営
- (15) 生活福祉資金貸付事業
- (16) 心配ごと相談事業
- (17) 善意銀行に関する事業
- (18) ボランティア活動の振興
- (19) 生活支援体制整備事業
- (20) その他この法人の目的達成のため必要な事業

第3条 （名称）

この法人は、社会福祉法人加西市社会福祉協議会という。

第4条 （経営の原則）

1. この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。
2. この法人は、住民や福祉関係者等とともに地域の福祉課題・生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

第5条 （事務所の所在地）

この法人の事務所を、兵庫県加西市北条町古坂1072番地の14に置く。

第2章 評議員

第6条 （評議員の定数）

この法人に評議員25名以上30名以内を置く。

第7条 （評議員の選任及び解任）

1. この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
2. 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の合計4名で構成する。
3. 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。
4. 選任候補者の推薦及び解任の提案は、別に定める規程に基づき理事会が行う。
5. 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
6. 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
7. 評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

第8条 （評議員の資格）

社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。

第9条 （評議員の任期）

1. 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
3. 評議員は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

第10条 （評議員の報酬等）

評議員に対して、一人あたりの各年度の総額が10,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

第11条 （構成）

評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

第12条 （権限）

評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録並びに事業報告の承認
- (6) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）

- (7) 定款の変更
- (8) 残余財産の処分
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 公益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第13条 (開催)

評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

第14条 (招集)

1. 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
2. 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

第15条 (議長)

評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

第16条 (決議)

1. 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。
2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第18条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
4. 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

第17条 (議事録)

1. 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
2. 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

第18条 (役員の数)

1. この法人には、次の役員を置く。
 - (1) 理事 10名以上15名以内
 - (2) 監事 2名
2. 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長とし、必要に応じて常務理事を置くことができる。
3. 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

第19条 (役員を選任)

1. 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
2. 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

第20条 (役員資格)

1. 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。
2. 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

第21条 (理事の職務及び権限)

1. 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3. 副理事長は、理事長を補佐する。
4. 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
5. 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

第22条 (監事の職務及び権限)

1. 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2. 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第23条 (役員任期)

1. 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
3. 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第24条 (役員解任)

理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

第25条 (役員報酬等)

理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第5章 理事会

第26条 (構成)

理事会は、全ての理事をもって構成する。

第27条 (権限)

理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会

に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

第28条 (招集)

1. 理事会は、理事長が招集する。
2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

第29条 (議長)

理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

第30条 (決議)

1. 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。
2. 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

第31条 (議事録)

1. 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2. 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 会員

第32条 (会員)

1. この法人に会員を置く。
2. 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
3. 会員に関する規程は、評議員会において別に定める。

第7章 部会及び委員会

第33条 (部会及び委員会)

1. この法人に部会又は委員会を置く。
2. 部会又は委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、或いは理事長の諮問に答え、又は意見を具申する。

第8章 事務局及び職員

第34条 (事務局及び職員)

1. この法人の事務を処理するため事務局を置く。
2. この法人に、事務局長を1名置くほか、職員を置き、理事長が任免する。
3. 事務局及び職員に関する規程は、別に定める。

第9章 資産及び会計

第35条 (資産の区分)

1. この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の3種とする。
2. 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 定期預金1,000,000円
 3. その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
 4. 公益事業用財産は、第44条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
 5. 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

第36条 (基本財産の処分)

基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、加西市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、加西市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

第37条 (資産の管理)

1. この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
2. 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

第38条 (事業計画及び収支予算)

1. この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第39条 (事業報告及び決算)

1. この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。
3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

第40条 (会計年度)

この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第41条 (会計処理の基準)

この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

第42条 (臨機の措置)

予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第43条 (保有する株式に係る議決権の行使)

この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

第10章 公益を目的とする事業

第44条 (種別)

- この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。
 - 福祉有償運送事業
 - 地域包括支援センターの経営
- 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第11章 解散

第45条 (解散)

この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

第46条 (残余財産の帰属)

解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第12章 定款の変更

第47条 (定款の変更)

- この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、加西市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。
- 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を加西市長に届け出なければならない。

第13章 公告の方法その他

第48条 (公告の方法)

この法人の公告は、社会福祉法人加西市社会福祉協議会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞、この法人の機関紙又は電子公告に掲載して行う。

第49条 (施行細則)

この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	河合真治
副理事長	高井利夫
同	内藤悦二
理事	藤原幸市
理事	荒木恭太
理事	柴田隆義
理事	森本条吉
理事	中川清
理事	岩尾貞子
理事	高部幸治
理事	山田源四郎
理事	玉田文二
理事	菅田勇
理事	岡田勝治
理事	朽木俊正
監事	小橋英司
監事	長田栄治

編集後記

創立50周年という大きな節目に、記念誌の編纂に携わらせていただきました。初の記念誌の発行ということで、創立50周年推進委員の方々に貴重なご意見をいただきながら取り組んでまいりました。発足からの歴史を振り返りつつ、これを契機に将来への目標を掲げ、新たな一歩を踏み出せるような内容としました。本誌が末永く記念として残るとともに、当協議会ならびに加西市の地域福祉の発展に新たなページが加わることを願っています。最後に、これまで当協議会の活動にご尽力いただいた方々、本誌にご寄稿いただいた方々ならびに編集のためにご支援、ご協力を賜りました関係各位に心より感謝申し上げます。

企画管理課 石原 雅紀

社会福祉法人

加西市社会福祉協議会 50周年記念誌

2021（令和3）年5月発行

社会福祉法人加西市社会福祉協議会
〒675-2303 兵庫県加西市北条町古坂1072-14

編集協力・制作・印刷 ㈱神戸新聞総合印刷

社会福祉法人
加西市社会福祉協議会

